

空家リフォーム工事補助対象別一覧

【リフォーム内容を問わず対象から除く工事】

	備 考
除却	
公共工事の施工に伴う補償費の対象となるリフォーム工事	

	工事内容	備 考
対 象	屋根の塗替え、葺替え、防水工事	
	外壁の張替え、塗装工事	
	内壁の張替え	
	天井の張替え	
	フローリングの新設、張替え	
	ガス設備工事	設備、機器の交換を目的としたものは対象とするが、家電製品の買換えと判断されるものについては対象外とする。都市ガスへの切替え、オール電化工事、太陽光発電工事等に係る費用も対象とする。
	電気設備工事	
	給湯設備工事	
	換気扇・レンジフードの新設	
	防音工事、防音サッシへの取替え	
	断熱工事	
	床暖房工事	
	浴室ユニット・浴槽の新設	
	便器の新設、取替え	
	洗面台の新設	
	キッチンユニットの取替え	
	食洗機、オープン等の新設、取替え	キッチンユニット交換に伴うビルトインタイプの機器の設置で、工事の費用として含まれるものに限る。
	内装の張替え	
	部屋の間仕切りの新設、変更	
	ふすま、障子、畳、窓の新設	
	建具・開口部の新設、取替え	
	造り付け収納家具の新設、修理	
	増築工事	
	改築工事	事実上の建替えは不可。
	車庫、物置、倉庫等の工事	
	門扉、ブロック塀等の外構工事	
電話等の設置・配線工事		
貯水槽、雨水タンク設備の設置工事		
雨水浸透枳の設置工事		
シロアリ駆除等の防虫作業		
対 象 部	耐震改修に関する工事	市が実施する他の助成制度を利用している場合は、その補助対象額を除いた金額のみ対象とする。
	バリアフリーに関する工事	
	合併浄化槽に関する工事	
対 象 外	植樹、剪定等の植栽工事	
	防犯ライト・カメラの設置工事	
	工事に関連のない電化製品、家具等の購入	
	消火器等各種防災用品の購入・設置	
	ハウスクリーニング、排水管清掃等	ここでのハウスクリーニングとは、水まわりのカビ落とし、換気扇の洗浄、フローリングのワックス掛け等をいう。
	この表において定めのないもの	この要綱の趣旨に基づき、別途市長が判断する。

(例) 設備、機器の交換を目的としたもの
 (ガス給湯器 → 電気温水器) ○
 (ガスコンロ → IHクッキングヒーター) ○
 家電製品の買換え
 (二槽式洗濯機 → ドラム型洗濯機) ×

(例) 換気扇、レンジフードの新設 ○
 エアコンの新設、取替え ×
 エアコン取付のための配線工事 ○

(例) 食洗機などの単純な買換え ×
 キッチンユニット交換に合せた工事を伴うビルトインタイプの食洗機などの買換え ○

(例) バリアフリー工事で必要となった金額 50万円
 介護保険居宅介護住宅改修の補助対象額 20万円 (20万円超の場合は一律20万円とします ※1)
 → 50万円 - 20万円 = 30万円 がこの事業の補助対象となります。
 ※1 他の補助事業についても、補助率、上限額に応じ、天井額を設定いたします。

都市整備課までお問合せください。